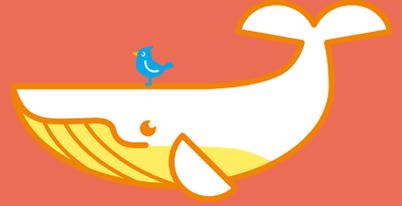




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



# Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2024年  
Vol.28

特集

## 未成年後見

未成年者の健やかな成長のために

- 児童福祉における子どもの権利擁護 — 社会的養護と未成年後見制度を中心に —
- リーガルサポートの未成年後見についての取組
- 未成年後見事例報告



公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

# 巻頭のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長

たか はし たか ゆき  
**高橋 隆晋**



【所属】 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート えひめ支部

【略歴】 平成14年 司法書士登録  
令和3年6月～ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長

リーガルサポートプレス読者の皆様、こんにちは。

今回もリーガルサポートプレス第28号を手にとりくださりありがとうございます。本号では、「未成年後見」をテーマにお届けします。

令和5(2023)年8月、リーガルサポートは、未成年後見制度に関する事業を私たちが行う公益目的事業に加えることにつき、内閣総理大臣から変更の認定を受けました。これにより、リーガルサポートでは成年後見制度に関する事業に加え、新たに未成年後見制度に関する事業を通じて未成年者の権利の擁護に取り組んでまいります。

本号特集では、未成年者を取り巻く現状や諸問題等を採りあげ、今後リーガルサポートが取り組む予定の未成年後見事業についてご紹介いたします。

以下では、その前提となるリーガルサポートが未成年事業に取り組むに至った経緯を簡単に振り返ります。

リーガルサポートは、平成11(1999)年12月に法務省の許可を得て設立され、平成23(2011)年3月、社団法人からの移行認定を受け、現在、公益社団法人として活動しています。

以来、成年後見制度を通じた高齢者、障害者等の権利擁護及び福祉の増進に寄与するために、成年後見人及び成年後見監督人の養成や指導監督に取り組み、全国に50の支部を設置して各地において地道な公益活動を積み重ねてきました。

一方で、近年、未成年者をめぐる社会環境は複雑さを増す厳しい現実には晒されています。このような環境の中、将来ある未成年者が健やかに自分らしく成長していくことは未成年者に保障された権利であるにもかかわらず、この権利が満足に実現されているとはいえない実情があります。この権利を実現するために、未成年者は見守られながら、社会の一員としてより良い方向へ導かれなくてはなりません。そしてその根幹には、未成年者の意思を尊重する配慮をはたらかせることが大切です。

こうした要請を踏まえ、すでにリーガルサポートの会員をはじめとする司法書士が未成年後見人を選任され未成年者の支援に携わっていましたが、リーガルサポートでは、親権を行う者がいない未成年者の権利保障を図り健やかな成長を支援する未成年後見制度の重要性に鑑みて、公益事業として取り組むこととし、平成27(2015)年度定時総会においてその決議を行い、未成年後見事業準備検討委員会を設置して準備を行ってまいりました。

紆余曲折を経、今般の公益目的事業の変更認定により未成年後見事業を実施することが可能となりました。リーガルサポートではこのことを真摯に受け止め、これまで成年後見制度で培った知見を活かして未成年後見人及び未成年後見監督人候補者の養成と指導監督を実施するとともに、未成年後見特有の課題にも適切に対応するために関係諸機関との連携を十分に図りつつ、未成年者の権利の擁護と福祉の増進に寄与してまいり所存です。

関係諸機関の皆様におかれては、リーガルサポートの活動にご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

# 特集

Legal Support

## 児童福祉における子どもの権利擁護

— 社会的養護と未成年後見制度を中心に —

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事

よし だ つね お  
**吉田 恒雄**



【略歴】

2008年3月～ 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長  
2019年4月～ 駿河台大学 名誉教授

【現在の公職等】

こども家庭庁 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム 副座長  
世田谷区児童福祉審議会委員・措置部会 部会長

【著作物】

『親族法・相続法(第6版)』(共著/尚学社/2022年)

『日本の児童虐待防止・法的対応資料集～児童虐待に関する法令・判例・法学研究の動向～』(編著/明石書店/2015年)

『第1章 未成年後見制度の意義・現状と課題—研究者の視点から』(日本司法書士会連合会編『未成年後見の実務—専門職後見人の立場から』/民事法研究会/2015年)

### 1 児童福祉における子どもの権利の尊重

わが国では、平成28(2016)年改正児童福祉法の1条において、子どもの権利について「すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり(中略)その心身の健やかな成長及び発達(中略)を等しく保障される権利を有する」と定められ、子どもの権利主体性が明記されました。また同法2条では、社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めることとされています。

平成6(1994)年に批准された子どもの権利条約で規定されている子どもの権利は、日本ユニセフ協会によれば、大きく4つの類型の権利に整理されています。

子どもの権利	権利の内容
生きる権利	健康に生まれ、十分な栄養を得て健やかに成長し、安全で安心した暮らしをする権利
育つ権利	自分の考えや信じる自由が守られ、自分らしく成長し、教育を受ける権利
守られる権利	あらゆる種類の差別や虐待などから守られる権利であり、障がいのある子どもや少数民族の子どもたちが特別に守られる権利を含む。
参加する権利	自分に関係する事柄について自由に意見を表明し、集まって活動したりすることができる権利

### 2 親による保護を受けることができない子どもの権利擁護

民法上、親は子どもに対して監護教育、財産管理についての権利をもち子どもの権利を擁護する義務を負っています(民法820、824条)。これらの権利義務が「親権」であり、親権をもつ親を親権者といいます。

#### 図1 社会的養護児童数

##### 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親委託	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		
	15,607世帯	4,844世帯	6,080人		
区分(里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人	ホーム数 446か所 委託児童数 1,718人
	専門里親	728世帯	168世帯	204人	
	養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人	
	親族里親	631世帯	569世帯	819人	

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

(出所:2023年4月5日 こども家庭庁支援局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」以下同じ)

子どもの多くは親の親権により、その養育上、財産上の権利が擁護されますが、親がともに死亡していたり、病気や行方不明などで親が子どもの保護を行えない、または子どもに対する虐待などのため親に保護させることが適当でないとして、親権が制限(停止、はく奪)される場合があります。

このような子どもは、祖父母等の親族に養育されたり、関係者の支援や公的

支援を受けて生活することになるでしょう。それができないまたは困難な場合には、児童相談所に付設される一時保護所や児童養護施設等の児童福祉施設、里親といった「社会的養護」のもとで生活することになります。令和5(2023)年4月5日の「こども家庭庁支援局家庭福祉課」の資料によれば、令和3(2021)年度に社会的養護のもとで暮らす子どもの数は約4万2千人でした(図1)。

親が法的にも事実的にも親権を行うことができない子どもについては、「後見が開始する」とされ(民法838条1号)、児童相談所長は、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならぬとされています(児童福祉法33条の8第1項)。家庭裁判所は、後見が開始した未成年者またはその親族その他の利害関係人(児童相談所長を含む)の請求によって、親権者とほぼ同様の権利義務をもつ未成年後見人(民法857条、859条)を選任することとされています(民法840条)。

このような法制度の下で、2021年における家庭裁判所の未成年後見人選任事件は、申立件数1,533件に対して、1,428件が選任を認められました(2021年司法統計年報(家事編))。

### 3 児童福祉法による権利擁護制度の現状と課題

#### (1) 児童相談所長による未成年後見人選任申立て

制度的には、未成年後見が開始した子どもについては、未成年後見人が選任されることになっていますが、社会的養護の分野では、実際には、養子縁組や生命保険金の受け取り、遺産分割、相続放棄、多額の財産の管理が必要な場合等では未成年後見人の選任が必要とされています。また、子どもが独立して生計を立てる場合に、未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されたり、医療ネグレクトのような場合には、「子どもの福祉のために必要があるとき」として、児童相談所長は、未成年後見人の選任を考慮すべきものとされています(子発0329第14号令和5年3月29日厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針について」)。

実際には、平成23(2011)年の民法改正により親権制限制度や未成年後見制度が改正された影響もあり、徐々に未成年後見人選任件数は増加してきており、2021年度に児童相談所長から申し立てられた未成年後見人選任請求件数は124件、承認されたのは112件でした(2021年度 福祉行政報告例)。

しかし、児童相談所長による未成年後見人の選任については、子どもの親族や児童相談所だけでなく、施設、里親との調整の難しさや、未成年後見人の報酬、子どもの不法行為に対する損害賠償責任、戸籍等の問題がなお残されています。

#### (2) 「親権代行」と未成年後見人の選任

未成年後見が開始し、社会的養護のもとで生活する子どもについては、未成年後見人が選任されるまでは、児童福祉施設に入所する子どもには施設長が(児童福祉法47条1項)、里親家庭等で生活する子ども(同条2項)や一時保護中の子どもについては児童相談所長が(児童福祉法33条の2第1項)一養子縁組の承諾の場合を除き一暫定的に親権を行うこととされています。これら親権を行う者がいない子どもに対して施設長や児童相談所長が親権を行うことは、「親権の代行」といわれます。

このため、社会的養護において後見が開始している子どもの権利擁護については、多くの場合「親権代行」で対応されているため、前述のような法律上の必要がある場合や必要があると認められた場合でなければ選任の申立ては行われていないようです。しかし、これらの親権代行は、未成年後見人が選任されるまでの暫定的な対応であり、制度本来の趣旨に沿って社会的養護のもとで生活し後見が開始している子どもについては、個人的な信頼関係にもとづき確実かつ継続的にその権利擁護を行うため、未成年後見人が選任されるべきであるといえるでしょう。

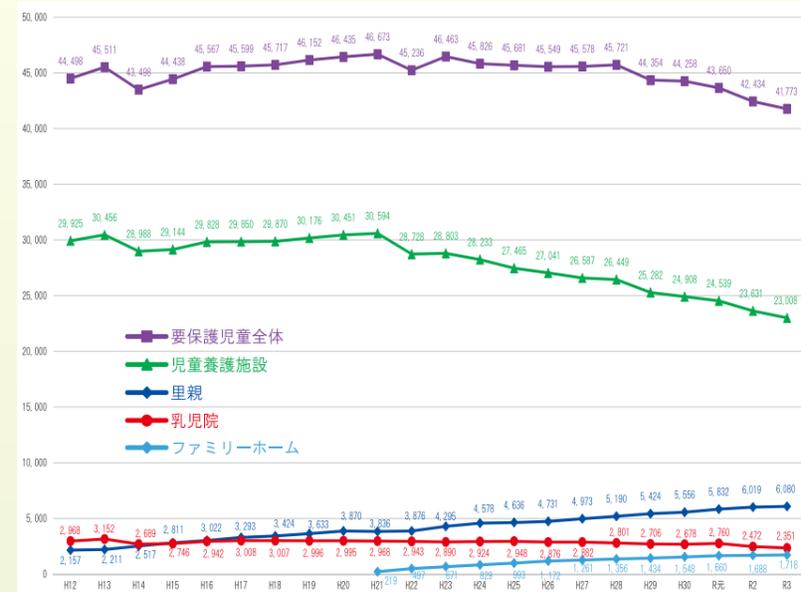
#### (3) 社会的養護における家庭養育の優先と未成年後見による権利擁護の必要性

現在、社会的養護の分野では、国や地方公共団体は、「家庭養育優先の原則」から、まずは①子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するものとし、②家庭による養育が困難または適当でない場合には、養子縁組や里親等の「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置をとり、③これらによる養育が適当でない場合、「できる限り良好な家庭的環境」をもつ施設での養育を行うこととされています(児童福祉法3条の2)。

この政策により、児童福祉施設で生活する子どもの数は徐々に減り、里親家庭等に委託される子どもの数が増えています(図2)。

また、社会的養護の分野では、児童養護施設等で被虐待児が占める割合が高く(図3)、障害児が占める割合も増加しています(図4)。

図2 要保護児童の種別割合

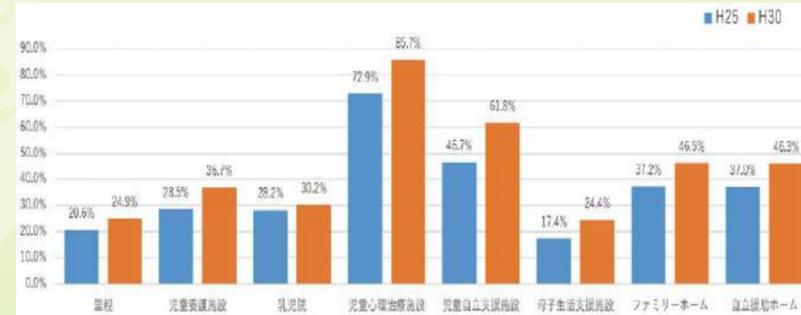


(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計(ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数)  
(出典) ●里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例(各年度3月末現在)  
●児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ(各年度10月1日現在)  
●自立援助ホームは、家庭福祉課調べ(平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ)

#### 図4 社会的養護における障害児の割合

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

#### 社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合

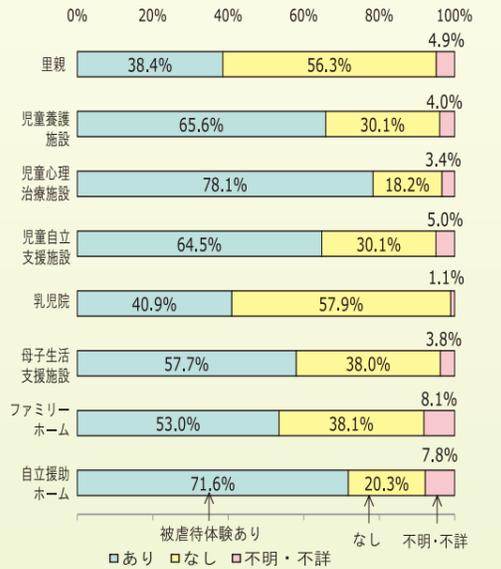


### むすび

現在、こども基本法の制定、こども家庭庁設置等の制度改編、児童福祉、社会的養育理念の見直し等、社会的養護をめぐる状況は大きく変わりつつあります。その背景には、児童虐待対応件数の増加や子どもの権利尊重の理念の明確化、子どもを主体とした権利擁護が求められる状況があります。とくに虐待等、過去に受けたさまざまな困難による心身の回復や将来の生活の確保が必要な子どもには、心理、教育、福祉等の分野と連携して権利擁護を行う必要があります。そのためには、法人後見制度の活用等も含め、後見が開始した子どもへの多面的、重層的支援を可能にする子どもの権利擁護体制の充実と対応力の向上がもたられます。これらの子どもの医療や福祉、教育等の分野における権利侵害について施設や行政から独立し、中立の立場から継続的に子どもの権利擁護を行うための監視機能を果たすことも重要です。未成年後見人が果たす役割は、今後さらに大きくなるといえるでしょう。

図3 社会的養護における被虐待児の割合

里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約7割は、虐待を受けている。



こうした状況を踏まえると、社会的養護において、未成年後見人による子どもの権利擁護は、未成年後見人が開始し、児童福祉施設で生活する子どもだけでなく、里子、被虐待児、障害児等、さまざまな配慮を必要とする子どもへの対応の必要性が今後、増していくように思われます(子どもの権利条約20、23、39条参照)。さらに、児童福祉法上の支援を必要とする子どもの多くは、施設等による保護ではなく、圧倒的に在宅で生活しているのが現状です。未成年後見人が開始した子どもが祖父

母等親族のもとで生活する場合には、遺産分割や重要な財産の管理等の子どもの権利をめぐる法的対応が必要な場合とともに、医療や教育、福祉についても、これまで以上に未成年後見人の選任が検討されるべきでしょう。

# リーガルサポートの 未成年後見についての取組

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事

くぼ たかあき  
**久保 隆明**



### 【略歴】

2003年 司法書士登録  
2009年～2013年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 青森支部 支部長  
2015年～2019年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事  
2012年～2021年 八戸市市民後見推進協議会 会長  
2019年～2023年 青森県司法書士会 会長  
2023年～ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事

### 【現在の公職等】

青森家庭裁判所 八戸支部 家事調停委員  
公益社団法人 青森県社会福祉士会 理事

### 【著作物】

『新しい死後事務の捉え方と実践～「死を基点にした法律事務」という視点に立って～』  
(死後事務研究会編/民事法研究会/2020年)  
『未成年後見の実務～専門職後見人の立場から～』  
(日本司法書士会連合会編/民事法研究会/2015年)  
『市民後見人養成講座第3巻 市民後見人の実務』  
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編/民事法研究会/2020年)

## 1 未成年後見とは

民法838条1項は「後見は、次に掲げる場合に開始する。未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。」と規定しており、要件に合致する場合には、当然に未成年後見は開始します。同法839条で規定する遺言での未成年後見人の指定がなければ、後見は開始するものの後見人が不在の状態となります。その後同法840条の規定により、未成年後見人の選任申立てを未成年被後見人(未成年者本人のこと)又はその親族その他の利害関係人の請求によって行い、家庭裁判所が未成年後見人を選任します。

未成年後見人は、親権者と同様の権限を持ち、監護教育権(民法820条)、子の人格の尊重等(民法821条)、居所指定権(民法822条)、職業許可権(民法823条)、財産管理(民法859条)に関する権限を有します。監護教育(民法820条)とは、子を心身ともに健全な成人に育成することとされており、これら親権を行使する者との権利義務を有する(民法857条)とされていることから、「親代わり」と称されることもあります。以前は、未成年後見人は親族が中心的な存在であったため、そのようなイメージが定着したと思われませんが、現在は司法書士や弁護士、社会福祉士など親族以外の第三者が未成年後見人に選任される割合が多くなってきており、未成年者や関係者と密に連絡をとり未成年者の生活状況を常に把握し適切な教育や監護がなされているかを確認することが職務の特性となりつつあります。

未成年者は民法5条により行為能力が制限されており、単独で契約行為をすることができないことから、未成年後見人が選任されなければ十分な保護を受けることができません。しかしながら、未成年後見が事実上開始している未成年者のために未成年後見人の選任申立てがなされるのは少ない状況です。

## 2 未成年後見人の業務

はからずも親権を行使する者が不在となった未成年者のため、親権を行使する者との権利義務を有する者として未成年後見人は選任されます。後見業務とはいえ、未成年後見業務は「日々成長する未成年者」を相手にする業務ですので、成年後見業務とは異なる視点に立って業務を進めていく必要があります。

財産管理業務について、成年後見業務における財産管理の基本的な考え方は財産保全ですが、未成年後見業務においては、成年に達した時に多くの財産を引き継がせるために、単に財産を保全すればよいというものではありません。その未成年者の将来の希望や夢を確認しながら管理財産を有効利用しなければなりません。大学進学する子、就職する子、留学したいと考えている子、専門学校に行く子。中学、高校で不登校になってしまい、別の高校に転校したり、通信教育を選択し高等学校卒業程度認定試験を受験したり。将来の夢へ向かって管理財産を適切に使わなければなりません。また、時には管理財産を未成年者に開示し、一緒にその使い道について話し合うこともあります。

身上監護業務についても同様です。親権を行使する者との権利義務を有するため、成年後見業務における身上監護業務より広い権限があります。理論上事実行為も含まれると解され、また、年少者に対しては医療行為の同意権もあります。

毎月の定期面談などにより、様々な話をしながら信頼関係を築いていくこととなりますが、その中で将来の希望や悩みを打ち明けられることもあります。未成年後見人はそれまでの経験、人生観を元にその疑問に答えていくこととなりますが、未成年者の意見をそのまま尊重する場面もありますし、一方で少し道りを修正するように諭す場面もあります。

令和4(2022)年4月1日から成年年齢は18歳に引き下げられました。これは未成年後見業務において大きな問題を孕むこととなりました。未成年後見業務において、悩ましい業務の一つに後見終了に伴う「管理財産の引き渡し」があります。財産があまり無い未成年者がいる一方で、両親の死亡による保険金や災害に起因する義捐金の受領などにより、管理財産が数千万円という案件もあります。高校3年生という多感な時期に成年となりますが、これら多額の財産があることの開示、そしてその引渡しが必要となります。そのため、成年に達した後の継続的な対応が必要となってくる場合もあります。

大学進学のための費用や在学中の生活費の心配がないと安堵する者、就労意欲が薄れ、目標が定まらなくなる者、多額の財産の管理に不安を抱えてしまう者、様々な反応が予想されます。未成年後見人としては、財産引渡しまでの間に、未成年者とその財産を適切に管理、利用することができる程度の経済観念を持ってもらえるように、最善を尽くさなければなりません。

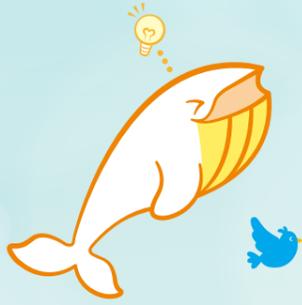
このように未成年後見業務は成年後見業務とは異なる特性があり、親権を行使する者がいない未成年者にとって健全な成長に寄与するものとなります。



## 3 司法書士界におけるこれまでの取組について

平成17(2005)年頃から、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)では、未成年後見業務についての研修制度や執務支援などのバックアップ体制が存在しない中、子どもの権利擁護活動に取り組む司法書士に対し、どのような支援をすべきか検討を始めました。

日司連の具体的な事業としては、研修会の開催や、成年後見業務に携わる全国の司法書士を対象にした実態調査、書籍の発刊等を行いました。しかし、日司連は未成年後見だけに特化して活動をしているわけではなく、当事者団体の支援や児童養護施設との関わり、無戸籍問題への対応など、子どもの権利に関わる諸問題全般について調査研究し、提言をしていく責務がありますので、限られた予算の中で、永続的に未成年後見業務に関する事業を行うことは難しい面がありました。また、全国の司法書士会が足並みを揃えて、各司法書士会で研修会を開催し、



執務支援をしていくことができるかについても同様でした。

以上のような状況の下、日司連としては、当法人が公益事業として未成年後見事業に取り組んでいくことが望ましいとの結論に至りました。そのため、日司連から要請を受け、当法人では、平成23(2011)年度から定期的に未成年後見業務に関するワーキングチームを立ち上げて検討を続け、当法人が定款変更をして未成年後見事業に取り組んでいくこととなりました。

平成27(2015)年6月に開催した当法人の第19回定時総会で、公益目的事業変更認定を受けることを条件に、未成年後見事業を追加する定款変更議案を上程し、可決承認されました。それを受け、当法人内に未成年後見事業準備検討委員会を立ち上げました。

法人内で準備を進め、平成29(2017)年2月、内閣府に対し公益目的事業の変更認定申請を行いました。しかし、当法人の会員の不祥事が当時続けて発生したことなどもあり、やむなく一旦取り下げました。

その後、当法人として更なる再発防止策にも取り組んできたところでもあり、再申請をするにあたり十分な取組・準備を行ってきたと判断し、令和5(2023)年3月に変更認定申請を行い、同年8月に公益目的事業に未成年後見に関する事業を追加する変更認定を受けることができました。現在本格的に事業開始に向けて準備を加速させている状況であります。令和7(2025)年4月に全国の家庭裁判所に未成年後見(監督)人候補者名簿を提出することができるように準備を進めています。

#### 4 当法人が未成年後見事業に取り組むことの意義

当法人は、成年後見業務を通じて、高齢者・障がい者の権利擁護に寄与しており、我が国における成年後見制度の普及に尽力してきました。その結果司法書士は、専門職後見人の中で一番多くの成年後見人を輩出しており、後見分野において社会から一定の評価を得ていると考えています。そのノウハウは未成年後見業務においても有効に活用できる部分が多く、現時点においても司法書士は全国の家庭裁判所から一定数の未成年後見(監督)人の紹介依頼がなされています。

未成年後見制度は、その未成年者の健全な成長が目的であり、親権を行使する者がいない未成年者の権利擁護活動であり、社会的養護の一つの分野に位置します。その担い手となる未成年後見人候補者を養成し、指導監督するこの事業はまさに「公益活動」であります。

「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」を使命とする司法書士の団体である当法人が、国の未来を担う子ども達が一人も取り残されることなく健全に成長するために、成年後見事業において蓄積されたノウハウを活かしながら未成年後見事業に取り組むことに社会的意義があると考え、未成年後見事業を展開していきます。



## 未成年後見事例報告 01

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
未成年後見事業準備検討委員会 委員長

木藤 貴文



【略歴】

2015年5月24日～

2021年5月29日～2023年5月20日

2023年5月20日～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 鹿児島支部 幹事

鹿児島県司法書士会 総務担当理事

鹿児島県司法書士会 総務部長理事

### 1. はじめに

リーガルサポートに入会して間もない頃、私は16歳で双子の男子高校生ふたりの未成年後見人に就任しました。未成年後見人の就任は初めてです。就任から当時二十歳の成年年齢に達するまでの3年と約半年の期間、私は親族後見人である祖母とともに複数未成年後見人のひとりとして、私の半分程の年齢の彼らと面談を重ね、彼らの財産の管理に携わりました。彼らが二十歳となり成年に達し、未成年後見は終了しました。



未成年後見人は、遺言により指定され、あるいは家庭裁判所の審判によりその選任がなされます(民法839条1項・同840条)。未成年後見人の職務は、親権を行使する者がなくなった未成年者に対し、大きく分けて、①未成年者の監護・教育を行うこと、②契約能力のない未成年者に代わり適切な財産の支出等の財産管理を行うことです(参考「未成年後見の実務」日本司法書士会連合会編/民事法研究会/2015年)。本稿では、この未成年後見人選任申立事件に係る事件の概要及び審判の内容を説明し、未成年後見人就任直後から後見終了後の財産引継ぎまでの期間に私が未成年後見人として行った職務の内容につき、就任直後を中心に報告させていただきます。また、報告の中で、未成年者たちとの関わり方についても触れさせていただきます。

なお、本稿は、複数の事例を組み合わせ、ひとつの事例として構成したものであることをご了承ください。

### 2. 事件の概要及び審判の内容

本件未成年後見人選任申立事件の申立人は、未成

年者アツ君とコウ君(いずれも仮名)の祖母ハルさん(仮名)です。アツ君とコウ君の両親は、彼らが6歳の頃に親権者を父親と定めて離婚しました。その後父親が死亡し、アツ君とコウ君に対し親権を行う者がいないときに該当することとなり、未成年後見が開始しました(民法838条1項)。父親の死亡により、アツ君とコウ君に父親が加入していた生命保険給付金の受給権が生じ、その受領のため、父方の祖母であるハルさんから管轄家庭裁判所に本件申立てがなされました。

審判の結果、アツ君とコウ君の未成年後見人に、申立人のハルさんと私が複数後見人として選任されました。なお、この選任の審判と同時に、私に対し、彼らの権利義務につき、財産に関する権限のみを行使することができる旨の審判がなされました。親族後見人のハルさんは、彼らの財産に関する権限に加え、身上監護に関する権利義務についてもその権限があります。さらに、ハルさんと私との間で、彼らの財産に関する権限につき、事務を分掌してその権限を行使しなければならない旨の審判もなされました。私は、彼らの保険金の受領及びその保険金を入金する預貯金口座に関する取引(預貯金の管理、振込依頼、払戻し、口座の変更及び解約等)の事務を分掌し、ハルさんは、彼らの他の預貯金口座に関する取引を含む、私の分掌事務以外の全ての事務を分掌することとされました。

### 3. 親族後見人との面談

管轄家庭裁判所での事件記録の閲覧後、ハルさんの自宅を訪問しました。アツ君とコウ君はハルさんと同居していますが、彼らが高校に行っている間に、ハルさんの希望により、まずはふたりと会う前にハルさんとのみ面談しました。ハルさんは年齢を感じさせずとても快活であり、コミュニケーションも円滑で、本件未成年後見人就任当初は家事やアツ君とコウ君の食事等の世話をひとり

で行っていました。就任の挨拶を兼ねて、未成年後見人として保険金を受領後、アツ君とコウ君の各預貯金口座に入金し、入金した通帳を成年に達するまで管理していく旨、彼らのために今後必要な支出はこれらの各管理財産から行っていく旨をハルさんに説明しました。ハルさんにアツ君とコウ君の生活状況を尋ねたところ、彼らは同じ高校に通い、ふたりとも自転車で通学しているとのことでした。なお、受領する保険金の額は、ハルさんの意向を踏まえ、当面は彼らに知らせないでおくこととし、高校卒業後適切な時期を見計らって知らせることとしました。

#### 4. 財産及び収支の調査

未成年後見人就任直後の職務として、管轄家庭裁判所への就任報告があります。就任報告に必要な財産目録及び収支予定表を作成するため、ハルさんからアツ君とコウ君の財産と収支状況を聴取しました。財産については、各預貯金口座の残高を確認し、負債として貸付型の奨学金を受給していること、奨学金は高校3年生在学時まで受領する予定であることを聴取しました。他方、定期収支額については、奨学金収入や校納費、食費、携帯電話利用料、被服費及び小遣い等の1か月毎の収支状況を聴取しました。なお、公的遺族年金については、父親の公的年金保険料納付済期間の不足によりその支給要件を満たしていませんでした。また、高校を通じて案内がなされている就学支援給付金受給等の助成制度をアツ君コウ君とも利用していました。

#### 5. 就任報告、保険金の受領

作成した財産目録と収支予定表を管轄家庭裁判所に提出し、就任報告を行いました。就任報告前に彼らの預貯金通帳や保険金受領に係る保険証券の引渡しを受けており、就任報告後に早速保険金請求手続に着手しました。保険金の受領には、保険証券の他、父親の死亡診断書、戸籍謄本、未成年後見人選任審判書、後見人である私の実印及び印鑑証明書等が必要でした。ところで、アツ君とコウ君の戸籍謄本には、ハルさんと私が未成年後見人に選任されている旨が記載されますが、権限に関する具体的な事務分掌の定めは記載されません。

権限の具体的な内容を示すためには選任審判書の提示または提出が必要です。なお、未成年後見人には、成年後見の際に取得できる後見登記事項証明書の制度はありません。

保険金請求に係る必要書類の提出後2週間程で、保険金全体の額を等分した額が、管理するアツ君とコウ君の各預貯金口座に入金されました。

#### 6. 未成年者との面談

ハルさん及びアツ君とコウ君の伯母であるアヤさん(仮名)同席のもと、アツ君とコウ君との初面談を自宅にて行いました。アツ君とコウ君は背の高さが同じくらいで私より幾分低く、想像していた高校1年生の表情よりも、ふたりともあどけない顔立ちをしていました。彼らは初対面の大人である私の話に素直に耳を傾けてくれました。私はアツ君とコウ君に、家庭裁判所から選ばれて本日この場にいること、ふたりの預貯金の一部を管理すること、管理する財産の内容は定期的にハルさんや家庭裁判所に報告することを伝えました。また、私が管理する預貯金には、彼らの父親からの保険金が含まれており、大学に進学した際の学費はこの預貯金から支出できるので、安心して勉学に励んでほしい旨も伝えました。なお、後見人報酬を受領することについても、今後、私に対する報酬を家庭裁判所が決め、管理する預貯金から、彼らが二十歳になるまで定期的を受領することを初面談の際に直接伝えました。後見人報酬のことは、高校1年生のふたりには伝えるにはありませんでしたが、これから彼らと信頼関係を築いていく上で、自分の口から直接話しておきたいと考えていました。(ハルさんにも後見人報酬をふたりの財産から受領していく旨を事前に伝えていました。)

その後も彼らと定期的に面談を行いました。面談の際は、雑談の中で、私は自分のことを話すようにしました。私のことをよく知ってもらうことで、気軽に相談できる大人のひとりとして彼らに少しずつでも認知してもらいたいと考えたからです。彼らに話したことは多岐にわたりました。家族のことや住んでいる場所のこと、休日に何を過ごしているか、高校生ときの夏休みの話や部活動の話、高校卒業後の進路をどのように考えていたか、大学在学時に経験したアルバイトや卒業後の就職のこと、

これまで取得した資格、司法書士の業務内容の紹介等々。思い切って中高生の頃の片思いの話や失恋の話をした際は、年頃もあってか、ひとさき関心を抱いて聞いてくれていたように思います。彼らも私に対し、高校生活のことや流行しているオンラインゲームのことを話して聞かせてくれました。お互いにこれまでの経験や価値観を笑いを交えながら共有することで、より親密な関係を構築していくことができたと感じます。



#### 7. 父親の財産の相続手続、自転車賠償責任保険への加入、大学入学

財産引継ぎまでのその他の職務につき簡潔に報告させていただきます。

父親名義の預貯金につき、金融機関の窓口にて解約の上、解約払戻金を等分した金銭をアツ君とコウ君の各預貯金口座に入金しました。また、父親名義の有価証券(株式)につき、証券会社に問合せの上、全体の数量を等分し、彼らの名義に変更する相続手続を行いました。有価証券の定期的な配当金の受領についても、ふたりの各預貯金口座に入金がなされるよう手続を行いました。

アツ君とコウ君ともに自転車で高校に通学していたことから、自転車事故により第三者に損害を与えてしまった場合に備え、ハルさん及びアヤさんとも協議の上、団体自転車賠償責任保険に加入しました。

彼らはともに大学進学を希望し、各々が自ら志望大学を決め、受験に取り組んでいました。受験の結果、理系と文系の各大学にそれぞれ合格することができました。大学入学に際し、入学金は私が管理している彼らの各預貯金口座から支払いました。なお、アツ君とコウ君が入学した各大学は、養育者の収入が少ないため経済的支援を必要とする学生に対する授業料の減免制度がありましたので、募集期間内に申請することを失念しないよう注意しました。また、彼らが進学した各大学がいずれも自宅から近い距離に位置していたこともあり、ふたりとも一人暮らしをせず自宅から通学することを選びました。通学にかかる交通費や昼食代、携帯電話利用料

及び交際費等の月額を計算し、管理する預貯金口座から毎月引き出して受け渡しました。

#### 8. 未成年後見終了、財産引継ぎ

未成年後見人に就任して3年と約半年が経過し、アツ君とコウ君は二十歳を迎えました。彼らが成年に達したことにより、未成年後見が終了しました。ハルさんやアヤさんの意向のもと、私が管理していた預貯金の額を彼らに伝え、通帳を直接引き継ぎました。彼らは真面目で、引き継いだ財産を必要なときに計画的に使うことができると考えましたし、未成年後見開始後に県外から移り住み、彼らと同居し、彼らが信頼を置くアヤさんの存在があったことで、躊躇なく彼らに財産を引き継ぐ選択をすることができました。

未成年後見就任から終了までの期間、私は複数後見人のひとりとして、財産管理権限のみを有する立場での関わりではありましたが、彼らから相談できる大人のひとりとして認知されるよう努めてきました。彼らと気兼ねなく話せる関係となることができたのは、ハルさんやアヤさんと良好な関係を築くことができたからだと思います。未成年者を養育する親族との円滑なコミュニケーションが、未成年後見人としての適切な職務の遂行に繋がると実感した事例でした。

#### 9. おわりに

二十歳の誕生日に、ネクタイを1本ずつ買ってプレゼントしました。成人式でそのネクタイを締めて撮影した写真をSNSで送ってくれました。また、彼らがよく行くという食べ放題の飲食店に3人で行き、若さ溢れる食べっぷりに圧倒されたり、アヤさんや彼らの彼女も同席して居酒屋で忘年会をしたりと、未成年後見終了後も楽しく交流させていただいています。

成年後見と未成年後見の違いのひとつに、終了原因を挙げることができます。未成年後見は、未成年者の成年年齢到達により終了します。この場合は、未成年後見終了後も本人と繋がりを持つことができます。この先も、アツ君とコウ君の成長を楽しみにしていくと共に、年上のサポーターとして彼らにエールを送っていきたいと思います。



# 未成年後見事例報告 02

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
未成年後見事業準備検討委員会 委員

い み ま き  
伊見 真希



【略歴】

1996年10月 司法書士登録  
2007年3月～2008年3月 全国青年司法書士協議会 会長  
2005年5月～2009年5月 千葉司法書士会 理事  
2009年5月～2011年5月 千葉司法書士会 常任理事  
2011年5月～2017年5月 千葉司法書士会 副会長  
2017年6月～2021年6月 日本司法書士会連合会 常任理事  
2021年6月～2023年6月 日本司法書士会連合会 副会長

【現在の公職等】

法制審議会担保法制部会 委員  
一般社団法人  
社会的包摂サポートセンター 理事  
特定非営利活動法人 生活困窮・  
ホームレス自立支援ガンパの会 理事  
流通経済大学 客員講師

## 1. はじめに

私はこれまでに未成年後見人として5名、未成年後見監督人として2名の就任経験がありますが、一つ一つの事案の個性が強く、判断に迷うことばかりです。

以下は、これまでの経験に基づく事例の報告となりますが、複数の事例を組み合わせて設定を大きく変更したりして創作したものですので、詳細について整合しない部分があるかもしれません。その点、ご容赦下さい。

## 2. 就任の経緯

家庭裁判所から司法書士会へ推薦(紹介)依頼があり、未成年者が居住する地域に近いこと、予想される後見事務の内容が高額の相続債務の支払いを含むものであったこと、既に未成年後見の受任経験があることなどが考慮され、当職に声がかかったものと思われま。これまでに受任した全ての事例も全て家庭裁判所から司法書士会へ推薦(紹介)依頼があったものです。

## 3. 事案の概要

未成年者は兄と妹の二人きょうだいであり、就任時の年齢は、兄17歳、妹16歳でした。他の受任事例でもきょうだいに未成年後見人となった経験があり、このような運用が多いのではないかと考えられます。



本件の未成年後見開始事由は(単独)親権者である母の死亡です。申立人は未成年者の伯母です。

母は死亡する前に疾病と障害により入院療養をしていました。母名義の預貯金はあったものの、申立人を含む複数の親族が生前の医療費や生活費を立替えていたため、親族らは相続財産からその返還を希望していました。そこで、公正、円滑な精算事務を専門職後見人に求めたのだと思います。実際、兄は、親族に対する立替金債務を支払うことにより取得できる財産が減ることが納得できない様子

であり、客観的な資料に基づく説明と説得に相当の労力を必要としました。

兄は、中学卒業後定職に就かず、生活費や遊興費は同居の祖父から小遣いをもらったりたまにアルバイトをしたりして賄っていました。後見人選任審判の直後、いつになったら親のお金が入るのかとの問い合わせを受け、聞いてみると、未成年後見人選任過程において母の預貯金額を知り、ハイブランドの時計や洋服を購入するため祖父を連れて店舗に行き、現在、商品の取り置きをしていることが判明しました。購入する品物は兄の年齢及び相続財産の額を考えれば首をかじげざるを得ないものでしたが、購入によってお金が大きく減ってしまい今後の生活費が残らないことを何度確認しても、「来月からちゃんと働くから大丈夫」と全く翻意する様子はありませんでした。このため、未成年後見人が今、購入を取り消したところで半年後に成人になったら本人の意思で再び購入するに違いなく、取り消しの効果は乏しいと判断し、家庭裁判所に相談の上、購入代金相当額を兄に引き渡すことにしました。そして、その後もお金の要求は続き、成人時に引継いだ預金はわずかでした。17年間生きてきた未成年者と初めて会った他人である後見人とが、短期間で、お金の使い方について一緒に考えるといった信頼関係を構築することは難しいとはいえ、本人の求めに応じて支出を続けたことについて、後見人の役割とは何かと、今も自問しています。

妹は高校を中退しアルバイトで生活をしていましたが、同居の祖父と折り合いが悪く、交際相手の家で過ごすようになっていました。18歳になったら婚姻して転居したいとの希望を持っていましたが、同居人である交際相手は、就労収入はあるものの、実家への経済的支援をおこなっているため、余裕がないということで、同居中の生活費や新生活に向けた転居費用や家具購入費用を、後見人が管理している預金から支出して欲しいとの相談を受けました。交際相手への愛情や信頼があるにしても、年下であり収入が少ない妹が



# 未成年後見事例報告 03

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
未成年後見事業準備検討委員会 委員  
宮城県司法書士会 会長

もり た  
森田 みさ



【略歴】 平成元年 司法書士試験合格  
平成26年～30年 日本司法書士会連合会 子どもの権利擁護委員会(現部会) 委員  
平成27年～28年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 宮城支部 支部長  
平成27年～ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 未成年後見事業準備検討委員会 委員  
令和3年～ 宮城県司法書士会 会長

【著作物】『未成年後見の実務～専門職後見人の立場から～』(日本司法書士会連合会編/民事法研究会/2015年)  
『新しい死後事務の捉え方と実践～「死を基点にした法律事務」という視点に立って～』(死後事務研究会編/民事法研究会/2020年)

## 味方になって見守れる大人に

私が未成年後見業務を行うようになったのは、東日本大震災がきっかけでした。それ以前も未成年後見人として活動している司法書士がいることは知っていましたが、私の地元宮城ではあまり聞いたことがなく、実際、司法書士会に家庭裁判所から未成年後見人候補者の推薦依頼がくることは稀でした。そんな中、平成23(2011)年3月11日に東日本大震災が発生し、私はそれから数か月後に、多くの震災孤児がいることを知るようになりました。以前から未成年後見業務に興味があった私は、さっそく司法書士会を通じて家庭裁判所から未成年後見人候補者の推薦依頼がきた際に推薦してもらえるよう名乗りを上げ、平成24(2012)年10月に初めて未成年後見人に就任しました。

その後、震災とは関係なく親権者がいなくなってしまう子どもについても未成年後見人として司法書士が選任

かもしれないと思うと、専門職後見人としてのやりがいを感じるところです。

## 4. まとめ

未成年者は周囲の大人の影響を大きく受けながらも、発達が進むにつれ自分の意思を明確に表明できるようになっていきます。

養育里親との関係調整、児童相談所や学校のスクールカウンセラーをまじえてケース会議への出席、非親権者による親権者指定の申し立てへの対応などの経験からも、未成年者を実際に養育していない未成年者後見人が、いかにして本人の意思を尊重し代弁していくのかについて、難しさを感じています。



されるケースが宮城では相次ぎ、私もこれまで11件の未成年後見業務に携わってきました。その中で印象に残っているケースを少しご紹介いたします。(ただし、個人情報等の保護のためいくつかのケースを組み合わせて数字を改変したりしていませんことをご了承ください。)

最近、「結婚しました!」というLINEがYから届きました。コロナ禍の前に会う約束をしていて、それが果たせないまま時間が経ってしまい気になっていたところだったので、連絡をくれたこと自体が嬉しく、さらに結婚したという報告で二重に嬉しくなりました。

私がYの未成年後見人に就任した時、彼女は17歳の高校3年生でした。当時はまだ成年年齢が20歳でしたので、その後3～4年彼女の後見人として業務を行いました。

Yの未成年後見が開始したのは母の死亡によるもので、父はすでに死亡していました。Yは親と暮らしていた家で一人暮らしとなりました。

家庭裁判所で、未成年後見人の説明をされたYは、「後見人というのは、あなたにとってどんな人だかわかりましたか?」と聞かれて、「私のことを管理する人です。」と答えたそうで、それを聞いて私はまず、それが間違いであることを彼女に説明しようと思ったものです。

Yの自宅は私の事務所からかなり離れており、しょっちゅう訪問することはできなかったのですが月に1回くらい生活費を渡しに行くことになりました。隣の家に行くのにも時間がかかるような田舎ではありましたが、近くに住む親族や民生委員の方がとてもよく面倒をみてくださって、雪が降ったときには学校まで車で送ってくれたり、時にはご飯を食べさせてくれたり(その際にお風呂も使わせてくれたり!)していたので、心配ではありながら心強もありました。当の本人がどう思っていたのかは不明ですが、急に一人になって毎日を過ごすことで精いっぱいだったように思います。

Yの希望していた進路は短大入学で保育士を目指しているとのことでした。本人はお金のことは何も考えておらず、今まで親が考えていたことですから当然なのですが、本当に厳しいなと思いました。貯金は母の残した県民共済の死亡保険金が少しだけだったので、急いで進学希望の学校で用意されている奨学金のことや、ほかの奨学金等を色々調べて申請し、アルバイトは必須ながらなんとか進学できそうな目途が立った時にはほっとしました。その後、無事に合格して入学することができ、入学式には私も参加しました。

Yは進学を機に、学校近くのアパートに引っ越すことになり、その引っ越しのための部屋探しから家具の購入なども同行し、いよいよ彼女の大学生活が始まりました。保育の学科は勉強もとても大変で朝から18時ごろまで授業があるのですが、Yはそのあとファミリーレストランでアルバイトをしていました。時には深夜2時に及ぶこともあり、本当に大変だったと思います。

ある時、彼女の同級生の話になり、色々アルバイトをしている友達もいる中で、少し家賃が高めのマンションで一人暮らしをしているクラスメイトがいると聞きました。その子は震災

で親を亡くしていたようで、「あの子は震災だからお金をいっぱい持ってほしい。バイトしなくてもいい生活できるんだよね。」とYが言うのを聞いて、とてもショックを受けました。私自身、震災孤児のケースも持っていたので、震災孤児にお金があるのは知っていましたが、Yのような震災とは関係ない孤児の財政事情が厳しく、理不尽な経済格差があることは承知していたのですが、子供たちもそれを知っていて、「ずるい」と思っているんだと知って、自分ではどうにもできないジレンマにその後もずっと悩まされることになりました。

時に体調を崩しながらも卒業して保育士になることができたYでしたが、成年に達した後も私とは連絡を取り合っていて、勤めた保育園での人間関係がうまくいわずに保育園を辞めることになった時にも連絡をくれて相談に乗りました。「森田さんのおかげで生きてこられた」と言われた時は嬉しかったのですが、いやいや貴女が頑張ったからだよと思ったのと同時に、未成年なのにどうしてこんなに頑張らなければいけないのか、と複雑な気持ちにもなりました。

私は、未成年後見人は「親代わり」になんてなれないし、その必要もないと思っているのですが、近くで見守っている、いつでもその子の味方になれる大人でいようと思っています。前に、ほかのケースで私が未成年後見人になった高校生の女の子とのやり取りで、彼女の要求するお金を私が渡さなかったことが原因で喧嘩みたいになった時、「森田さんは私のこと嫌いですね」と言われたので、「好きでも嫌いでもないし、そういうことを考えたこともないけど、いつでも貴女の味方だと思ってるよ。」と伝えたことがありました。それを彼女がどのように受け止めたかは不明ですが、その後も拒絶されるわけでもなく、成年に達するまで後見業務を続けることができたので、それはそれでよかったかなと思っています。

ただ、後見業務で「これが正解だ」と自信をもって言えることはあまりなく、常に「あれでよかったのだろうか」と悩むことばかりです。そんな時、Yのように結婚の連絡がきたり、就職や卒業といった節目で連絡をくれると、あながち間違ってもいなかったのかと少しほっとします。

成年年齢が18歳になったことで、未成年後見の件数も減っているようですが、今後も引き続き「親戚じゃないけど近くにいるおばちゃん」として、未成年後見業務を行っていきたいと思います。



## シンポジウム告知!



# 地域の権利擁護を支える 市民後見人



## ～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援～

令和6(2024)年3月8日に開催される下記シンポジウムについて、令和6年4月1日(月)から6月28日(金)まで、当法人HPにてオンデマンドによる動画配信を行います。

令和4(2022)年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「優先して取り組む事項」として、「担い手の確保・育成等の推進」を位置付け、その一つとして「市民後見人の育成・活躍支援」を掲げています。

これからの市民後見人は、成年後見制度の担い手という枠を超えて、地域における権利擁護の担い手として、地域共生社会の実現という観点においても幅広い活躍が期待されているといえるでしょう。

本シンポジウムでは、基調講演において、市民後見人の育成・活躍支援に関する現状の取組について確認するとともに、パネルディスカッションにおいて、地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援の方向性と課題について議論します。是非多くのご視聴をお待ちしています。

### プログラム 基調講演

#### 01 市民後見人が拓く参加し、共生する社会

講師 永田 祐氏  
(同志社大学 社会学部 教授)

#### 02 権利擁護支援の担い手の確保・育成について

講師 火宮 麻衣子氏  
(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長)

#### 03 市民後見人に関する家庭裁判所の取組について

講師 向井 宣人氏  
(最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課長)

### プログラム パネルディスカッション

#### 地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援

##### パネリスト

松原 秀和氏  
(社会福祉法人坂出市社会福祉協議会 地域福祉推進課 福祉推進係 係長、坂出市成年後見センター 専門員)

岡本 由美子氏  
(八尾市 健康福祉部 次長 兼 地域共生推進課長)

新田 雄大氏  
(社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 釧路市権利擁護成年後見センター 副センター長)

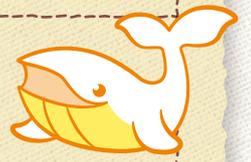
アドバイザー 永田 祐氏

コーディネーター 隈本 武氏  
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事)

主催：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

詳細は、当法人HP <https://www.legal-support.or.jp/general/> をご覧ください。





## 母のない子と子のない後見人

おにぎりを一つ食べている彼の足です。

東日本大震災で縁もゆかりもない遠く県外に祖母と避難してきた小学3年生の男子の未成年後見人に就任しました。ただでさえ震災直後で、そのうえ両親がおらず、転校生です。できるだけ、寂しい思いをしないように、同級生たちに引け目を感じないようにと、様々な学校行事に参加しました。授業参観、保護者懇談会、運動会、学習発表会、特別支援学級親子交流会、親子星空観察会、餅つき大会などなど。

水族館への親子遠足には、日ごろ料理をほぼしない私でしたが、早起きして頑張ってお弁当2つを作って出かけました。唐揚げと卵焼きとおにぎりはなんとか手作りして、シューマイは吟味した冷凍食品で。嬉しそうに全部食べてくれたので、「何が一番美味しかった?」と尋ねたところ、即答で「かまぼこ!」と屈託のない笑顔。そうですか…。スーパーで買ってきただけのかまぼこですか…。すでにカットされていたから、私が切った訳でもなく…。う～ん、並べ方がよかったんでしょうね、きっと。(る)



### 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-54-3312
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-248-8860 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526
- 本部(東京) 03-3359-0541 HP

編集・発行

## 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
 TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

